

平成27年6月
第143号

かごしま市

中小企業のひろば

●編集と発行 鹿児島市経済振興部 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
TEL 099-216-1325 FAX 099-216-1303
<http://www.city.kagoshima.lg.jp>
この「かごしま市中小企業のひろば」は、市ホームページでもご覧いただけます。



講話：奥村幸治氏
(NPO 法人ベースボールスピリッツ理事長)
「イチローに学ぶ～社会人としてのセルフマネジメント」

この春、新社会人として力強い一歩を踏み出す若者たちを激励する「鹿児島市新就職者激励大会」を開催しました。



社会人の基礎研修

目次 CONTENTS

- 2 '15鹿児島市新就職者激励大会
- 3 新卒者・若年層の職場定着支援、労働保険年度更新手続
- 4 男女雇用機会均等月間
- 5 パワーハラスメント、改正労働契約法及び有期雇用特別措置法、外国人労働者問題啓発月間
- 6 業務改善助成金、就業規則等の届出
- 7 市地域のよか店コラボ支援事業、市商い情報発信支援モデル事業、市頑張る商店街支援事業
- 8 市元気の出る中小企業支援事業、市製造業アドバイザー派遣事業、かごしま産業支援センター
- 9 市中小企業融資制度、市「メイドインかごしま」支援事業
- 10 市創業スキル養成講座(基礎編)受講者募集、市ソフトプラザかごしま入居者募集
- 11 かごしまITフェスタ出展企業募集、児童扶養手当、市安心安全アカデミー
- 12 ワーク・ライフ・バランス講演会、マイナンバー制度、事業所降灰収集

’15鹿児島市新就職者激励大会 ～未来は君が拓く～

新社会人を激励！ 決意も新たに！

3月24日、市勤労者交流センターで、今春、市内の65事業所に就職した新社会人187人の門出を祝って新就職者激励大会が開催されました。

冒頭、主催者を代表して森 博幸鹿児島市長が、「未来へのチャレンジは若者の特権です。自ら選んだ仕事に誇りと情熱を持って、若者ならではの柔軟な発想や果敢な行動力で、それぞれの企業、そして、ふるさと鹿児島島の明るい未来を拓く原動力として大いに活躍していただきたい」と参加者を激励しました。



森 博幸 市長



新就職者代表(誓いのことば) 大重 信也さん

これに対し、新就職者を代表して、大重信也さん(南国システムサービス(株))が「ここに集まった多くの新就職者のみなさんが一緒に頑張っていることを励みにしながら、一日も早く採用して下さった会社に、さらには、鹿児島島の経済発展に貢献できるよう頑張っていきたい」と誓いの言葉を述べました。

このあと参加者は、社会人としての心構えやビジネスマナーなどの研修を真剣な表情で受講していました。

午後からは、(株)カナダプレイスに勤務する岩下優美さんが、社会人の先輩として自らの体験を通じて感じたことなどを参加者に語ってくれました。

最後に、奥村幸治さん(NPO法人ベースボールスピリッツ理事長)による講演が行われました。奥村さんは「イチローに学ぶ～社会人としてのセルフマネジメント」と題して、イチロー選手の専属打撃投手を務めた経験を通して得られた教訓を語り、「頑張っていれば、必ず誰かは見ている。日々の努力を忘れないで」と参加者にメッセージを送りました。

参加者からは、「とてもためになる話だった。今後に生かして頑張りたい」との声が聞かれました。



先輩体験談
岩下 優美さん

新卒者・若年層の職場定着支援について

ハローワークでは、求職者の就職及び事業主の皆様の人材採用に貢献するべく、様々な取り組みを行っておりますが、平成26年度より、特に新卒者・若年層に対して職場定着支援に取り組んでいくこととしています。

1. ハローワーク(HW)を利用して就職された方への、HWからの連絡、声かけ等についてご了解下さい。

- ・事業所を訪問させていただいた際に、就職した方に声かけをさせていただくことがあります。
- ・就職した方に、お電話、メール等で連絡を取らせていただくことがあります。
- ・就職した方を対象としたセミナーを案内させていただくことがあります。(可能な範囲内で、業務又は有給での出席をお認め下さい。)
- ・従業員の雇用管理に関してご相談やお願いをさせていただく場合もあります。

2. 採用に際しての、就職関連情報開示のお願い(「若者応援企業」宣言しませんか?)

若者が離職する要因の一つとして、入社前に思っていたことと入社後の実態が相違していた、というものがあります。厚生労働省では、事業主の皆様へ就職関連情報の開示をしていただき、このギャップを減らすとともに求人・求職者のマッチングを促進する「若者応援企業」宣言事業(*)を実施しております。

※「若者応援企業」宣言事業とは…

一定の労務管理の体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者(35歳未満)の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。

3. HWで従業員の定着に関する相談ができます。ご活用下さい。

就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。

4. 職場定着に関する好事例を教えてください。

こういうことをしたら職場への定着率が上がった、等といった好事例を探しています。ハローワーク職員が訪問した時に、ご質問させていただくかも知れませんので、その際は、ご協力いただきますようお願いいたします。

■お問い合わせ■ 鹿児島新卒応援ハローワーク(ヤングハローワークかごしま) ☎224-3433

平成27年度労働保険年度更新手続きのお知らせ

6月1日(月)から7月10日(金)までは労働保険料の「年度更新」申告・納付期間です

- 6月1日以降に送付されます労働保険料申告書・納付書により、期間中に申告・納付を行っていただきますようお願いいたします。
- 平成23年度から、年度更新の審査業務が外部委託され、申告書の受付は、原則として記入漏れ等をチェックするだけの確認作業になります。このため、申告書に記入誤り・漏れがないよう、自主的な記入・申告をお願いいたします。また、申告書の郵送・電子申請による提出もご検討ください。

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局 労働保険徴収室 適用係 ☎223-8276

6月は男女雇用機会均等月間です

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について、認識・理解を深める機会としています。

今回は、とくに妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いが法で禁止されていることや、性別役割分担意識を払拭し、男女がともに豊かな生活と職業能力向上を両立できる職場環境整備が非常に重要であるということについて、広く周知・啓発を行います。



例えば・・・「妊娠したから解雇」
「育休取得者はとりあえず降格」

は違法です

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱い(いわゆる「マタニティハラスメント」、「マタハラ」)を行うことは、違法です。

例えば、こんなケース

〈ケース1〉

妊娠を聞く前は契約更新を前提にしていたが、妊娠の報告を受けたので雇止めとした

⇒ **違法**

うちは、非正規の社員は、産休・育休は取れないから。

契約更新を前提にシフトが組まれていたのに・・・

契約更新する気はなかったと言えば大丈夫だろう。

〈ケース2〉

育休を1年間取りたいと相談されたので、経営悪化等を口実に解雇した

⇒ **違法**

うちは、経営状況が厳しいから。君は前から勤務成績が悪かったし。

えっ？ これまでそんな話なかったのに・・・

紛争の未然防止のために

- 原則として、妊娠、出産、育児休業等の事由から1年以内(時期が事前に決まっている措置に関する不利益取扱いの場合は、事由の終了後の最初のタイミング)になされた不利益取扱いについては、違法と判断されます。
- 妊娠・出産等をした労働者に対して雇用管理上の措置を行う場合、それが法違反となる不利益取扱いでないか、改めて確認してください。

詳しくは厚生労働省のホームページ又は鹿児島労働局雇用均等室へ

厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>雇用均等
>雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

>育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyou_ryouritsu/ryouritu.html

職場のパワーハラスメントについて

職場のパワーハラスメントは、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいいます。（例：「身体的・精神的な攻撃」、「無視」、「過大(過小)な要求」など）

職場のパワーハラスメントの予防・解決には組織全体で対応し、快適な職場環境の実現を目指しましょう。

厚生労働省では、『ポータルサイト「あかるい職場応援団」 <http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>』にて各種情報を提供していますので、ご活用ください。

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局 監督課 ☎223-8277

改正労働契約法及び有期雇用特別措置法の施行について

労働契約法の改正により、平成25年4月から「^(※)無期転換ルール」が導入されています。

※「無期転換ルール」…有期労働契約が「5年」を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換するというルール。

有期雇用特別措置法により、適切な雇用管理に関する計画を作成し、鹿児島労働局長の認定を受けた場合は、次の特別措置が認められることになりました。(平成27年4月1日施行)

- ①高度専門的知識等を有する有期雇用労働者については、無期転換申込権発生までの期間を10年まで延長。
- ②60歳以上の定年後引き続いて雇用される有期雇用労働者については、無期転換申込権が発生しない。

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局 監督課 ☎223-8277

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

厚生労働省では毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と定めています。

事業主の皆様には、外国人がその能力を十分に発揮しながら、適切に就労できるようルールに則った適切な外国人雇用をお願いします。

●「外国人労働者の雇用管理の改善点に関して事業主が適切に対処するための指針」により特に以下の点にご留意ください。

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- 安易な解雇はしていませんか？
- 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届け出をしていますか？

■お問い合わせ■ ハローワークかごしま 事業所第2部門 ☎250-6091

業務改善助成金

◆支給の要件(※中小企業の事業主に限ります。)

①賃金引上げ計画の策定

事業場内の時間給または時間換算額800円未満の在籍6月以上の労働者の40円以上の賃金引上げ計画と事業場内最低賃金額を定める就業規則の変更計画

②業務改善計画の策定

労働者の労働能率アップが見込める改善計画

ただし、以下のものは助成金の対象とする業務改善とは認められません。

・自動車購入(8ナンバー車は除く) ・就業規則の改正、賃金制度の整備 ・パソコン購入
・単なる経費削減のための改善 ・職場環境の改善 ・社会通念上当然に必要な経費による改善

③上記計画を申請し、交付決定後にその計画を実施すること。

④解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと。

⑤事業場名の公表に応じていただけること。

◆支給額

業務改善の経費の2分の1。ただし、常時使用する労働者数が、企業全体で30人以下の事業場は4分の3となります。支給上限額は下表のとおり。

引上げ額	引上げ対象労働者数	支給上限額
40円以上	1人～	100万円
60円以上	10～14人	130万円
	15～19人	140万円
	20人～	150万円

■お問い合わせ■

鹿児島県最低賃金総合相談支援センター ☎257-4823 鹿児島労働局労働基準部賃金室 ☎223-8278
厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/> 鹿児島労働局HP <http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

就業規則等の届出について

労働者が安心して働ける明るい職場をつくるためには、あらかじめ就業規則を作成し、労働時間や賃金をはじめ、労働者の労働条件や待遇の基準を明確に定めておくことが、労使間でのトラブル発生防止につながります。 ⇒ 常時10人以上の労働者を使用する事業場については、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。(変更した場合も同様)

また、長時間の労働は、労働者の働く意欲を低下させるのみならず、脳・心臓疾患や精神の不調等をもたらす原因になる場合もあります。 ⇒ 法定時間外労働・休日労働を行わせる場合は労使間で「時間外・休日労働協定」(36協定)を結んで所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません。

事業主の皆様、就業規則と36協定の届出はお済みでしょうか。再度のご確認をお願いいたします。

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局 監督課 ☎223-8278

地域のよか店コラボ支援事業

～地元消費者に、地域の商店の魅力をもPRしませんか？～

近隣で商業・サービス業を営む店舗同士が連携し、各店舗が持つ強みを生かして、地域の消費者にPR等を行う取組みに対し、助成します。

- ◆補助対象事業 店舗同士が連携し、各店舗が持つ技能や商品知識などを生かして、地域の消費者にPRなどを行う事業
- ◆補助対象者 近隣で商業・サービス業を営む市内の中小企業者で、3店舗以上からなるグループ
- ◆補助対象経費 広告宣伝費、印刷製本費、会場借上げ経費など
- ◆補助率 補助対象経費の1/2以内
- ◆補助限度額 1年度につき20万円

商い情報発信支援モデル事業

～自慢の商品(製品)やサービスをPRしてみませんか？～

商業、サービス業又は製造業を営むもので構成する事業協同組合等、同業種や関連業種の中小企業者のグループが、商品(製品)やサービスの認知度向上を図る情報発信等の取組みを実施する場合、経費の一部を助成します。

- ◆補助対象事業 本市内において、商品(製品)やサービス等について認知度向上を図る情報発信等を行う新規の事業又は既存の事業の拡充となる事業
- ◆補助対象者 本市内に事業所を有する中小企業者が構成員の3分の2以上を占め、かつ、本市内において事業を行う事業協同組合等
本市内に事業所を有する4者以上の同業種又は関連業種の事業者で構成する中小企業者のグループ
- ◆補助対象経費 事務経費、広告宣伝費、イベント実施に必要な経費等
- ◆補助率 補助対象経費の1/2以内
- ◆補助限度額 1年度につき50万円を限度(補助金額が10万円以上の事業が補助対象)

頑張る商店街支援事業

～商店街のにぎわい創出や活性化のために～

市では、商店街や通り会などが、商店街の活性化を図るために実施する事業に助成します。

- ◆補助対象事業 商店街の活性化を図るために実施する事業が対象となります。商店街の特徴や現状、商店街づくりの方向性などにより、次の2つのタイプが活用できます。
 - (1)総合支援型 商店街づくりを総合的に進めるために、複数の取組みを組み合わせ、事業を実施する場合(3～5年度間の事業計画書を市に提出し、審査会で認定されることが必要です。)
 - (2)個別支援型 フラッグ作成やイベント開催などを単独の事業として実施する場合
- ◆補助率 補助対象経費の1/2以内
- ◆補助限度額 (1)総合支援型 1年度につき500万円
(2)個別支援型 1年度につき60万円(1回当たり50万円)

元気の出る中小企業支援事業

～研修会を開いて、組合員・会員のさらなるレベルアップを！～

市では、共同事業等の研究会や個店の経営に必要な知識・情報を習得するための研修会などを自主的に実施する商店街や事業協同組合、中小企業者で組織するグループに対し、専門のアドバイザーを派遣します。

- ◆派遣回数 1団体につき年4回以内
- ◆講師謝金等 講師謝金と旅費は予算の範囲内で対応

■お問い合わせ■ 市産業支援課 商業サービス業係 ☎216-1322
市産業支援課 ものづくり係 ☎216-1323

製造業アドバイザー派遣制度

様々な分野に精通した経験豊富なアドバイザーが揃っています。お気軽にご利用ください。経営の改善や技術の高度化、新商品の開発やデザイン考案、販路開拓、ISOや特許の取得などについて指導・助言を行う製造業アドバイザーを派遣しています。

- ◆対象 市内の製造業者及び製造業グループ ◆費用 無料
- ◆指導回数 1企業につき年3回まで(1回の時間は3時間以内) ※グループは年1回まで
- ◆指導方法 アドバイザーが企業を訪問して、アドバイスします。 ※企業の秘密は固く守ります

■お問い合わせ■ 市産業支援課 ものづくり係 ☎216-1323

かごしま産業支援センターの専門家活用のご案内 **無料**

かごしま産業支援センターは、中小企業の皆さまの様々な経営に関するご相談に無料で応じておりますので、お気軽にご相談ください。なお、当センターや国の登録専門家を活用した支援も行っております。

所 属	職 名	氏 名	ご相談の内容
よろず支援拠点	コーディネーター	加藤 剛	創業や売上拡大、経営改善、資金繰り、広告戦略、デザイン、地域資源活用、事業承継など、経営上のあらゆるお悩み
	サブコーディネーター	山之江 清子	
		坂口 弘行	
		松田 貴志	
		向江 隆行	
		前田 理子	
総合相談窓口	総合コーディネーター	伊藤 博雅 新屋敷 辰美	経営革新や技術改善等の取組
総務情報課	EC・Webアドバイザー	松野 広行	IT等情報化の推進
産学官連携課 (鹿児島大学内)	食品加工 コーディネーター	有馬 廣道	食品製造業者の加工技術強化や農商工連携の取組
		後藤 真喜子	
上野原ビジネス プラザ(霧島市)	カイゼン アドバイザー	温水 洋一	食品関連産業の生産工程のカイゼンやコスト削減
		磯脇 弘人	

■お問い合わせ■ かごしま産業支援センター 相談経営課 ☎219-1273
ホームページ：<http://www.kric.or.jp/>

平成27年度 鹿児島市中小企業融資制度について

市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる個人・法人の中小企業者に対し、経営の安定や企業の振興を図るため、事業資金の融資制度を設けて信用保証料の補助を行っています。

産業振興資金 事業の振興や経営改善を図る方へ

- ◇融資金額 3,000万円以内
 - ◇融資期間 運転 7年以内(1年据置含)
設備 10年以内(1年据置含)
 - ◇融資利率 年1.9%～2.5%
 - ◇保証料率 年0.45%～1.9%(市補助1/2※)
 - ◇連帯保証人 原則として法人代表者以外は不要
- ※保証料率が年1.25%以上の場合は、年0.6%で算出した保証料相当額を補助します。

●そのほかの融資制度

創業支援資金、経営安定化資金、新事業展開支援資金、小規模企業支援資金、短期事業資金 など

●取扱金融機関

鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫・鹿児島興業信用組合
鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫・福岡銀行
西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行
宮崎太陽銀行・商工組合中央金庫

詳しくは、市産業支援課金融係 ☎216-1324 又は 上記取扱金融機関 へご相談ください。

「メイドインかごしま」支援事業

本市の中小企業(製造業)の皆さんの、経営力強化や販路拡大の取り組みに対して、経費の一部を補助します。これまでの経営力強化と販路拡大の支援に加え、今年度から新製品への支援を重視したものと なっています。

A 経営力強化事業

- ◆内 容:企業や大学等との連携、知的財産権等の取得、後継者育成並びに事業革新等支援
- ◆募集件数:中小企業者2件程度
- ◆支援内容:要する経費の2分の1を補助(1件あたり20万円以内)

B 新製品等支援事業

①新製品等開発支援事業

- ◆内 容:新製品、新技術の開発及び既存製品・技術の改良等の支援
- ◆募集件数:5件程度
- ◆支援内容:要する経費の2分の1を補助(1件あたり20万円以内)

②新商品販路開拓支援事業

- ◆内 容:商品後3年以内の新商品の見本市(物産展は除く。)等への出展や広告宣伝等に係る支援
- ◆募集件数:5件程度
- ◆支援内容:要する経費の2分の1(1商品あたり30万円以内)

C 販路拡大推進事業

- ◆内 容:商協会や物産展などへの出展、商談会などの開催支援
- ◆募集件数:個別中小企業者20件程度
- ◆支援内容:必要経費の2分の1を補助(1件あたり10万円以内)

— A～C共通事項 —

- 市税の滞納がない市内の中小企業者
- 申し込みは、直接か郵送で所定の応募用紙を①、②は6月15日(消印有効)まで(③は随時募集)

※各事業における詳細な条件等はホームページまたは、市産業支援課にお問い合わせください。

■お問い合わせ・お申し込み■

市産業支援課 ☎216-1323 / FAX 216-1303 / Eメール:san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp
※応募用紙は、市ホームページからダウンロードできます。

鹿児島市創業スキル養成講座(基礎編) 受講者募集!

目的	創業に関する基礎知識・ノウハウの習得を目指します。
対象者	市内で創業を考えている方(会社員、学生、主婦等) 創業間もない事業者
開催日時 内容	全6回シリーズで実施します。 7月1日(水)「創業とは?創業のいろは」 7月10日(金)「ビジネスプラン(事業計画書)作成」 7月15日(水)「顧客のを見つけ方、マーケティング・販路開拓の基礎知識」 7月21日(火)「人事・労務に関する基礎知識」 7月28日(火)「会社設立のポイント、起業に必要な会計・税務の基礎知識」 8月7日(金)「資金調達、起業家の語るスタートアップストーリー」
講師	大学講師、税理士、社会保険労務士等
時間	18時30分～20時30分
場所	市役所みなと大通り別館6階
受講料	無料
定員	70名程度
支援措置	一定の要件を満たす場合、「株式会社設立に係る登録免許税の軽減」及び県信用保証協会による「信用保証枠の拡大」等の支援措置が受けられます。
お申し込み お問い合わせ	Eメールで、住所、氏名、事業所名(学校名)、電話番号、受講理由等を各講座開催日の3日前までに市インキュベーション・マネージャー(im2-y@sp-kagoshima.com)へ 【鹿児島市産業創出課 ☎216-1319】

※鹿児島市創業スキル養成講座(実践編)についても秋に開催予定です。
詳細は、あらためてお知らせします。

ソフトプラザかごしま入居者募集

- ◇応募資格 ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業などを営む中小企業者
県内に主たる事務所を有する者で事業開始後10年を経過していないことなど
- ◇入居室 24時間稼動・個別空調方式・ブロードバンド回線設置・フリーアクセスのOAフロア
- ◇募集数 7室(45.15～57.09㎡、使用料67,000～85,000円(別途、清掃等負担金あり))
- ◇申込期間 随時
- ◇申込方法 所定の申込書類を産業創出課に提出
※申込書類は、鹿児島市及びソフトプラザHPに掲載してあります。

■お問い合わせ・お申し込み■

市産業創出課 ☎216-1319 Eメール san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp

かごしまITフェスタ 出展企業募集

「かごしまITフェスタ」に出展する企業・団体を募集しています。今年度から、会場内での物販も可能となりました。市民の方々へ商品・サービス等をPRする機会になりますので、ぜひご出展ください。

- 【対象】 ICT関連企業、ICTを活用して事業展開を行っている企業・団体
【出展料】 有料(7月17日(金)までに申込み場合割引あり)※物販可
【申込期限】 8月21日(消印有効)※協賛企業も同時募集中です。
【開催概要】 名称：かごしまITフェスタ～来て、見て、さわって、ITワールド～
期日：平成27年12月5日(土)・6日(日)の2日間
場所：鹿児島アリーナ(入場無料)
来場者数(目標)：10,000人

■お問い合わせ■ かごしまITフェスタ実行委員会事務局 ☎216-1115(市情報システム課内)
※詳細は「かごしまITフェスタ」ホームページ(<http://www.it-festa.jp/>)をご覧ください。

ひとり親家庭の方には児童扶養手当が支給されます

離婚や死別などによる母子家庭や父子家庭などの方には児童扶養手当が支給されます。市こども福祉課にご相談ください。

- 【支給対象】 父又は母がいないか、父又は母が重度障害である児童(18歳に達する日以後、最初の3月31日までにある人又は中度以上の障害がある場合は20歳未満)を養育している方
【支給制限】 所得が所得制限限度額以上のとき、児童が施設に入所しているときなどは支給されません。
【支給額】 月額42,000円～9,910円(2人目5,000円、3人目以降3,000円加算)

■お問い合わせ■ 市こども福祉課 家庭福祉係 ☎216-1260

鹿児島市安心安全アカデミーの開催及び受講生の募集について

市では、地域の自主的な防犯・事故防止、防災の活動を推進するリーダーを育成するため「鹿児島市安心安全アカデミー」を開催いたします。市内にお住まいの方、または市内の事業所等にお勤めの方であれば、どなたでも受講できます。

- 【講座内容】 ① 防犯・事故防止基礎コース：犯罪、事故の発生状況と取組み、個人で行う防犯活動、不審者対応など
② 防災基礎コース：自然災害の発生状況と取組み、災害時の対応 など
※防災コースの修了者は、日本防災士機構が実施する「防災士」の資格取得試験の受験資格が得られます。
- 【募集人員】 各コースとも50人(超えた場合は抽選)
【受講回数】 各コースとも8回(1回当たり2時間)
【受講料】 無料
【開催時期】 平成27年8月～平成28年1月
【場所】 市民福祉プラザ5階会議室(山下町15-1)ほか

■お申し込み・お問い合わせ■ 市安心安全課 ☎216-1209

ワーク・ライフ・バランス講演会

NPO法人ファザーリング・ジャパンの徳倉康之氏が、共働き夫婦のコミュニケーション術や、企業の業績を上げる働き方などについて語ります。

家庭を大切にしながら仕事でも成果を上げたい勤労者の皆様、WLBやダイバーシティって何？という経営者の皆様にもおすすめです。

- ◆ 演 題 パパもママもハッピーになる！これからの生きかた・働きかた
- ◆ 日 時 平成27年6月28日(日) 13時30分～15時
- ◆ 会 場 サンエールかごしま5階(荒田1丁目4番1号)
- ◆ 参加費 無料
- ◆ 定 員 50人
- ◆ その他 託児あり(6ヶ月～小学2年生)
- ◆ 申込方法 6月24日(水)までに、電話、FAX、Eメールもしくはサンエールかごしま窓口にて、



講師：徳倉 康之氏

①講座名「フォーラム」 ②住所 ③氏名(ふりがな) ④年齢 ⑤電話・FAX番号
⑥託児希望者はお子様の氏名(ふりがな)・年齢{6ヶ月～小学校2年生対象}をお知らせください。

■お申し込み・お問い合わせ■ 〒890-0054 鹿児島市荒田一丁目4番1号
鹿児島市男女共同参画センター(サンエールかごしま内)
☎813-0852 FAX:813-0937
Eメール: danjokiyodo@city.kagoshima.lg.jp

マイナンバー制度、はじまります。

- 平成27年10月から、国民一人ひとりにマイナンバー(個人番号)が通知されます。
- 事業者の皆さまも、社会保険や源泉徴収の手続などにおいて、従業員などのマイナンバーを扱うことになるため、制度開始に向けた準備が必要です。
- 法人にも平成27年10月から、国税庁より一法人一つの法人番号が通知されます。
- 詳しい情報は、下記お問い合わせ先、またはマイナンバーのホームページを参照ください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/> または で検索ください。

■お問い合わせ■ マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178
(全国共通ナビダイヤル) 受付時間: 平日9時30分～17時30分

事業所降灰の収集がはじまりました！

本市では、4月から事業所降灰の収集を開始しました。

- 降灰は、克灰袋に入れて降灰指定置場に出してください。(土のう袋などでは収集できません。)
- 克灰袋は、産業支援課か各支所窓口で提供しています。
- 道路上の降灰指定置場を利用するときは、必ず町内会長の了承を得てください。
- 敷地内に降灰指定置場を設置することができます。詳しくは鹿児島市ホームページをご覧ください。

■お問い合わせ■ 市産業支援課 ☎216-1322